

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、「社業の発展を通じて社会に貢献する」ことを経営理念に掲げており、株主、顧客をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の全てのステークホルダーから評価、信頼される企業を目指しております。
また、監査役、取締役会等による経営監督機能の充実と、内部統制システムの整備によるリスク管理と説明責任の遂行、及びコンプライアンス徹底のための施策を通じて、公正で透明性のある企業活動を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
------------------------------	------------

【大株主の状況】 [更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	44,686,000	4.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	38,188,000	3.61
鹿島昭一	31,585,422	2.99
鹿島社員持株会	25,975,200	2.46
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	21,314,819	2.02
株式会社三井住友銀行	20,442,663	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	20,234,000	1.91
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	18,688,214	1.77
石川ヨシ子	15,692,835	1.48
財団法人鹿島学術振興財団	14,470,312	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
------------------------------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	20名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から監査計画について説明を受けるとともに、定期的に監査結果の報告並びに説明を受け、十分に意見交換をしております。また、当社では、内部監査部門として監査部を設置し、業務執行部門とは独立した立場から、会計及び業務活動に関する適正性等につき、グループ会社を含めて随時必要な内部監査を実施しております。監査役は、監査部から監査計画、方法、範囲について説明を受けるとともに、監査結果について定期的に報告並びに説明を受け、情報や意見の交換を行うなど緊密な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中村 金郎	他の会社の出身者								○	
荒木 浩	他の会社の出身者				○				○	
濱 邦久	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

中村 金郎	○	常勤監査役であります。	株式会社住友銀行の支店長、法人部長並びに株式会社三井住友銀行の常任監査役を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見と、金融機関での長年の勤務経験に基づく中立的、客観的立場による意見が得られるため。同氏は、当社の主要な取引銀行の一行である三井住友銀行の出身ではありますが、平成15年6月に同行を退社後、相当期間を経過していること、また、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行からの借入比率は突出していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
荒木 浩	○	株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行、株式会社テレビ東京ホールディングス及び株式会社テレビ東京の社外監査役であります。	東京電力株式会社社長、同社会長、日本経済団体連合会副会長等、経済界の要職を歴任し、企業経営者としての豊富な経験、高度な識見に基づく中立的、客観的立場による意見が得られるため。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
濱 邦久	○	株式会社証券保管振替機構、日東紡績株式会社の社外取締役であり、株式会社ミロク情報サービス、株式会社よみうりランド、株式会社フジタ、有機合成薬品工業株式会社の社外監査役であります。	法務事務次官、東京高等検察庁検事長等の要職を歴任し、検事及び弁護士としての専門的知見と、法曹界における豊富な経験、高度な識見に基づく中立的、客観的立場による意見が得られるため。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
期間業績を反映し、取締役報酬を決定しております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
直前事業年度である2010年度(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)に係る当社取締役及び監査役に対する報酬等の額は以下のとおりであります。	
(区分)取締役	(人数)10人 (報酬等の額)346百万円
(区分)監査役(社外監査役を除く)	(人数)2人 (報酬等の額)45百万円
(区分)社外役員	(人数)3人 (報酬等の額)38百万円
(区分)合計	(人数)15人 (報酬等の額)430百万円
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社は役員報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容及び決定方法は下記のとおりであります。

(区分)取締役

1. 報酬額

- (1) 取締役には、役職(執行役員を兼務する場合の執行役員の役職を含む。以下同じ)・在任期間ごとに定めた、固定報酬としての月例報酬及び業績連動の変動報酬(賞与)を支給する。ただし、非常勤取締役には、月例報酬のみを支給する。
- (2) 月例報酬の取扱いは、次のとおりとする。
- ・月例報酬の合計額は、月額6,000万円以内とする。(平成17年6月29日第108期定時株主総会にて決議)
 - ・新しく取締役に就任すること又は取締役に退任することに伴う報酬額の改定は、株主総会による選任日の翌月からとする。
 - ・役職が昇進した役員個人の月例報酬額は、原則として役職昇進日をもって改定する。
- (3) 変動報酬(賞与)の取扱いは、次のとおりとする。
- ・賞与の合計額は、年額1億6,000万円以内とする。(平成19年6月28日第110期定時株主総会にて決議)
 - ・賞与は事業年度(4月1日～3月31日)を対象に、3月末時点の役職に応じ、取締役会の決議を経て6月末に一括支給する。
 - ・賞与は、原則、役職・在任期間ごとに定めた賞与基準額に、当期連結経常利益を分子とし、直近3か年の平均連結経常利益を分母とした比率を乗じて支給額を算定する。増減率は最大2倍を上限とする。
 - ・多額な特別損失計上等により純利益が一定基準以下の場合は、賞与は支給しない。
 - ・事業年度の途中で新たに選任された場合または退任した場合は、原則として期間中の在任が9か月以上の場合は算定額の満額を、在任が6か月以上9か月未満の場合は算定額の半額を支給し、在任が6か月未満の場合は支給しない。
 - ・執行役員を兼務する取締役が執行役員を退任後、取締役退任までの間の期間に対する賞与は、執行役員を兼務しなくなった取締役の期間が6か月未満の場合は、支給しない。
2. 役職・在任期間ごとに定めた月例報酬額及び賞与基準額は、原則として3年毎に見直すものとする。ただし、その間の経済社会環境の変化等から必要となった場合は、都度、金額を改定する。

(区分) 監査役

1. 各監査役の報酬額は、勤務の態様等を勘案のうえ、監査役の協議により定める。
2. 月例報酬の合計額は、月額1,500万円以内とする。(平成6年6月29日第97期定時株主総会にて決議)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役の職務を補助すべき組織として「監査役室」を設置しており、社外監査役に対しても必要な情報の伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

◇コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査役制度を採用しており、事業に精通した取締役で構成する取締役会が、経営の基本方針、重要事項に係る審議・決定や業務執行状況の監督にあたることに加え、社外監査役を含む監査役が実効性の高い監査を行っております。また、当社では執行役員制度を導入し、経営・監督機能と業務執行機能の分離・強化並びに経営の効率化・迅速化を図っているほか、業務執行の効率性を高めるため「経営会議」と「特別役員会議」を設置しております。

◇業務執行

「取締役会」は、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、経営の基本方針、法定専決事項、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認等を行っております。「経営会議」は、取締役及び一部の監査役・執行役員から構成し、経営上の重要課題について審議・報告等を行っております。また「特別役員会議」は、取締役、監査役及び執行役員から構成し、取締役会・経営会議での決議・報告事項を周知するとともに、業務執行状況の報告・評価等を行っております。なお、取締役会の議長は会長が、経営会議及び特別役員会議の議長は社長が担っており、それぞれ意思決定及び監督機能と全般的な業務執行に責任を持つ体制としております。

◇監査役監査

社外監査役を含む監査役(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役を含む)が、直属の監査役室スタッフを活用しながら、取締役会をはじめとする重要会議への出席等を通じ、取締役の業務執行の適正性、妥当性について監査を実施しております。また、会計監査人及び内部監査部門との間で緊密な連携を保つとともに、リスク管理委員会、財務報告に係る内部統制評価委員会から当社の内部統制の実施状況について報告を受けることにより、監査の有効性と効率性の向上に努めております。社外監査役は、法令、定款等に基づく監査を行うほか、企業経営、財務・金融、法律等の各専門分野における高い識見と第三者的な視点に基づき、当社からは独立した立場で、取締役会の業務執行に対し必要に応じて意見を述べており、当社の経営監視機能の客観性、中立性は確保されております。

◇会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、同監査法人からは、独立監査人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。2010年度において監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成、並びに2010年度に係る当社の同監査法人に対する報酬等の金額については以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員 大高俊幸、大中康宏
監査業務に係る補助者の構成 公認会計士6名、その他10名
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 92百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役を含む監査役会が、会計監査人及び内部監査部門と連携して実効性の高い監査を行っているほか、社外監査役が、取締役会その他重要会議等への出席を通じて、取締役会による意思決定の適正性、妥当性に關し、それぞれの専門分野から第三者的な視点に基づき意見を述べていることから、現状の体制において経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会にふさわしい広さと設備、環境を確保するため、2006年開催の定時株主総会から開催場所をホテル施設に変更するとともに、ビジュアル化を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表に合わせて定期的を開催(第1四半期、第2四半期、第3四半期はテレフォン・カンファレンス)。また、アナリストや機関投資家の要望に応じて、担当役員および担当者による個別ミーティングを実施するとともに、建設現場・自社開発案件の見学会を定期的を開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンス(主としてOne-On-Oneミーティング)に定期的に参加。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、FACTBOOK、四半期決算・受注関連資料などを掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に「IRグループ」を設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するため、企業行動規範において積極的な社会貢献並びに企業情報開示の促進を定めております。また、「顧客志向の徹底」を基本方針として、お客様本位の観点から事業活動を強化することとしております。さらに、労働協約に基づく労使懇談会の定期的な開催、企業倫理通報制度、心の電話相談窓口等により快適で公正な職場環境の維持を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では「良質なインフラや建物・サービス等の提供という本業を通じて社会に貢献すること」をCSRの原点として掲げており、一人ひとりの持ち場でCSRの考え方と業務が一体となるよう、誠実・公正な企業活動の推進に努めております。また、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進するため、環境はもとより社会性への取り組みについて幅広く掲載した「鹿島CSR報告書」を発行するとともに、ホームページの充実、アニュアルレポート、会社案内等により情報の提供を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、「鹿島グループ企業行動規範」を定めている。また、社長を委員長とする「企業行動委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っている。
 - (2) コンプライアンスの所管部署である法務部が、コンプライアンス・マニュアルの策定、全役員・従業員等を対象とする研修の実施等によりコンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
 - (3) 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。
 - (4) 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、企業行動監理室及び社外委託先を窓口とする企業倫理通報制度を整備している。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書取扱規則」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存及び管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
 - (2) 社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
 - (3) 支店・事業部門及び本社の各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
 - (4) 重要な投融資等に関わるリスクについては、専門委員会において、リスクの把握と対策の審議を行う。
 - (5) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - (6) 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (2) 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
 - (3) 経営の健全性及び効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にしている。
 - (4) 全社及びグループ会社の目標値を年度目標として策定し、それに基づく業績管理を行っており、毎月1回開催される「特別役員会議」において、達成状況の報告、評価を行っている。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として「鹿島グループ企業行動規範」を定めるほか、グループ各社でコンプライアンス・マニュアルの策定、企業倫理通報制度の整備、研修の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
 - (2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員・従業員をグループ会社の取締役・監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。
 - (3) グループ会社は、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には関連事業部（若しくは海外事業本部）に報告するほか、その従業員等は企業倫理通報制度により自社又は当社の窓口に通報することができる。
 - (4) 監査部は必要に応じてグループ会社を監査する。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役を補助すべき組織として監査役室を設置しており、監査役の指示に従いその職務を行っている。
 - (2) 監査役室に所属する監査役補助者の人事異動、評価については、監査役と事前に協議する。
 - (3) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 監査役は経営会議等の重要会議に出席することができる。
 - (3) 監査役は業務執行のための環境整備に努める。
8. 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制
当社グループにおける財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用及び評価するために、「内部統制評価規程」を制定するほか、内部統制の有効性を評価、審議する機関として「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「鹿島グループ企業行動規範」において、反社会的行為の根絶に向けた基本的方針を定め、暴力団対策法等の趣旨に則り、暴力団等からの不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為は行わないことはもとより、市民に脅威を与える反社会的勢力・団体とは断固として対決することとしております。
総務・人事本部総務部内に不当要求防止責任部署として企業行動監理室を設置し、社員を対象とした不当要求対応研修会の開催や対応マニュアルの配布等を通じて、有事対応体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、2005年度に、経営・監督機能と業務執行機能の分離・強化、及び経営の効率化・迅速化を目的として執行役員制度の導入等経営機構改革を実施しておりますが、今後その効果を検証し、必要に応じて見直しを行っていくこととしております。

適時開示体制の概要（模式図）

